5.8.1

	65 BB	5.8.I
No.	質問	回答
1. 助成対象者について		
1	助成対象者は誰か。	・大分県小児慢性特定疾病医療受給者の3親等以内の方になります。 例)父母、祖父母、曾祖父母、兄姉弟妹、叔父叔母 等
2. 助成要件について		
1	助成要件は何か。	・大分県小児慢性特定疾病医療受給者が当該疾病治療のために7日以上 の長期入院していることが要件です。
2	入院日数の数え方は。	・入院した日と退院した日を含めて数えます。 例) 入院:5月3日 退院:5月12日 の場合 ⇒ 入院日数:10日
3	いつからの入院が適用か。	・入院日数の期間については定めはありません。 ・ただし、対象となる宿泊は令和5年4月1日からの宿泊になります。(QA3-2)
3. 対象経費について		
1	対象となる宿泊料とは。	・対象者1名分の室料(宿泊税含む)。 ・室料と別に課される食事料、入湯税は対象外になります。
2	対象となる宿泊日は。	・令和5年4月1日以降に宿泊した費用から対象になります。
3	対象となる宿泊施設は。	・旅館業法に基づく宿泊施設での宿泊が対象です。 ・親戚、友人の家に宿泊した場合は対象外になります。
4. 申請について		
1	大分市で小児慢性特定疾病医療費を受 給している場合は申請できるか。	・大分市で受給されている方は、大分市への申請になります。詳細は大分市保健予防課(097-535-7710)にお問合せください。
2	申請書類はどこで手に入るか。	・大分県HP (https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/shomantukisoishien.html)に掲載し ていますので印刷してご利用ください。
3	7日以上入院していたことが分かる書類 は何を添付すればよいか。	・病院名、患者名、入院期間の記載があるものの添付をお願いします。 例)請求書
5. 助成金の振込について		
	申請後いつ頃に振り込まれるのか。	・申請書の受付後、内容を審査し、概ね1ヶ月以内には振込となります。 ・ただし、書類に不備や不足がある場合、追加提出を依頼する場合は、1ヶ月以内で振込まれない場合もあります。 ・また、書類の不備や不足により、助成金を支給できないことがあります。
2	申請者へ振込の連絡はあるのか。	・助成を決定した場合は、交付決定通知書とあわせて、振込時期についてお知らせする文書を申請者あて送付します。